解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

愛知県春日井市大留町八丁目一三番地九
春日井大留土地区画整理組合
代表清算人　稲垣　主司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

愛知県豊田市西町三丁目六〇番地
財団法人豊田市勤労者福祉サービスセンター
清算人　畔柳　寿文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

愛知県豊田市五ヶ丘二丁目一番地一
財団法人豊田市汚水処理施設管理公社
代表清算人　鈴木　善實

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

滋賀県大津市末広町一番一号日本生命大津ビル三階　社団法人滋賀県雇用開発協会
清算人　堀　利一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番一一号真宗大谷派難波別院内
財団法人真宗大谷派難波別院維持財団
代表清算人　岩田宗之助

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十三年二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

和歌山県和歌山市十一番丁五四番地ＮＴＴ西日本京橋別館一二号室
社団法人和歌山県雇用開発協会
清算人　貴志　好秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

岡山県備前市東片上二三〇番地
特定非営利活動法人片上まちづくり
清算人　永井　正人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

広島県広島市中区大手町三丁目六番三号
特定非営利活動法人シニア・ワークサポートセンター　清算人　高橋　鈴子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

香川県高松市福岡町二丁目三番二号
財団法人香川県自治協会
代表清算人　岡田　好平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月九日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

佐賀県佐賀市与賀町二番一一号
財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会
代表清算人　渕上　誠

配当公告

岐阜県本巣郡北方町春来町二丁目四九番地、申立時の住所岐阜県瑞穂市本田一八三番地一
破産者　野津　正樹

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第一八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七一、〇三二、三二〇円

一、配当することのできる金額
金一五、〇八八、七〇八円

平成二十三年四月六日

岐阜市八ツ梅町一丁目二一番地一松井義孝法律事務所
破産管財人　松井　義孝

配当公告

三重県津市河芸町上野一八五二番地
破産者　谷村建設株式会社

右の者に対する津地方裁判所平成二十一年（フ）第二七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九九七、七八三、二〇〇円

一、配当することのできる金額
金三九、三六七、五〇二円

平成二十三年四月六日

三重県津市中央一番一号三重会館五階なぎさ法律事務所
破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橘町下箱田三八〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　今井　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月六日

群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号
相続財産管理人　弁護士　柳澤　和良

第60期決算公告

平成23年4月6日

岩手県盛岡市流通センター北一丁目10番5号
第一開明株式会社
代表取締役　今福　實

貸借対照表の要旨
（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,432,779	流動負債	1,079,348
固定資産	755,086	固定負債	133,688
繰延資産	72	株主資本	973,921
		資本金	30,000
		資本剰余金	943,921
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	936,421
		（うち当期純利益）	（40,411）
		評価・換算差額等	980
資産合計	2,187,937	負債・純資産合計	2,187,937